

東京都板橋区立シニア学習プラザ指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立シニア学習プラザ（以下「プラザ」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、東京都板橋区立シニア学習プラザ指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第3条 委員会は、東京都板橋区立シニア学習プラザ条例（平成20年板橋区条例第41号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、委員5人以上7人以内をもって組織する。委員は、以下の者から板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 外部委員 2名以上

学識経験者、施設利用者

(2) 区職員 2名以上

(3) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は教育委員会事務局地域教育力担当部長、副委員長は教育委員会事務局生涯学習課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱し、又は任命された日から、指定管理者候補団体の選定を行う日の属する年度の末日までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、専門技術の確認等必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることが

できる。

- 4 委員会は非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。
- 3 委員が、申請団体の申請に関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員を当該申請に係る選定から除外することができる。
- 4 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次条の選定項目に照らし申請団体を審査し、プラザの管理を行わせることが最も適切と認められる申請団体を指定管理者候補団体として選定するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による選定の結果を、教育委員会に報告するものとする。
- 3 委員会は、前項の規定により報告するもののほか、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(選定項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第14条第3項各号に掲げる基準に応じ、次の各号に掲げる審査において、当該各号に定める選定項目により行うものとする。

(1) 第一次審査

- ア 参加資格要件
- イ 経営基盤

(2) 第二次審査

- ア 管理運営の妥当性
 - (ア) 民間能力の活用及びサービスの向上
 - (イ) 管理運営経費の節減
- イ 管理運営主体の適格性
 - (ア) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等
 - (イ) 行動規範、社会的責任・貢献等

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係わる審査を次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 第一次審査

ア 前条の選定項目を申請団体が提出する決算書類その他の書面により審査する。

イ アによる審査の結果、前条第1号に規定する選定項目の要件を満たしている団体を、第一次審査通過団体とする。ただし、当該要件を満たしている団体が多数の場合は、同条第2号に規定する選定項目に基づいて評価し、評価点の高い団体から順に5団体程度を第一次審査通過団体とする。なお、当該評価点は、次号の第二次審査の評価に加算又は減算することはない。

(2) 第二次審査

ア 前号の規定により選定された団体による提案内容について、プレゼンテーションにより審査する。

イ アによる審査の結果、評価点の最も高い団体を候補団体として、次いで評価点の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

(令和5年5月8日教育長決定)

この要綱は、教育長決定の日から施行する。